

■異動

1. 勤務先異動・改姓・自宅住所変更等により会員登録に変更が生じた場合、

1Web 申請あるいは 2 異動届を所属都道府県士会事務局(県外異動の場合:異動前・後の両所属都道府県士会事務局)へ郵送にてご提出してください。

1. 所属都道府県士会については
2. 発送物の郵送先については

- ・勤務先会員 - 勤務先がある県の士会に所属
- ・自宅会員 - 自宅がある県の士会に所属
- ・海外会員 - 勤務先あるいは自宅が海外の方のみ海外所属可能

*海外会員と登録される場合は、会費の支払い方法について 確認させていただきますので、事前に協会事務局へご連絡ください。会費の支払方法は、協会指定クレジット支払いもしくは自振振替のいずれかとなります。帰国後は必ず都道府県士会に所属しなければなりません。

・勤務先会員 - 勤務先あるいは自宅への郵送先の選択が可能 *日本理学療法士協会からの発送物に限り対応可能となります。

- ・自宅会員 - 自宅への発送のみ
- ・海外会員 - 海外勤務先・海外自宅・日本自宅のいずれかの郵送先の選択が可能

■休会

1. 休会を希望する場合は、1Web 申請あるいは 2 休会届を所属都道府県士会事務局へ郵送にてご提出してください。
2. 休会期間は 1 年単位となります。

休会期間は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとなり、年度途中の休会も終期は 3 月 31 日となります。

* ただし、【1 月 1 日~3 月 31 日】までに行われた休会申請は、終期を翌年 3 月 31 日とします。

例) 休会申請 平成 25 年 1 月 1 日 ⇒ 終期 平成 26 年 3 月 31 日まで

3. 休会期間満了時(3 月 31 日)までに復会・休会継続・退会いずれかの手続きが必要となります。

* なお、「休会継続」の手続き受付期間は【1 月 1 日~3 月 31 日】までとなります。期間外は受付出来かねますので、ご了承ください。

満了時までには手続きがない場合、規定により退会となります。

再度、入会を希望する場合は、入会金・入会手続きが必要となり、新人教育プログラム・生涯学習基礎プログラムが再履修となります。

1. 休会中に改姓・連絡先の自宅住所が変更になった場合は、1Web 申請あるいは 2 異動届を所属都道府県士会事務局へ 郵送にてご提出してください。
2. 休会中の研修会等への参加資格はなくなります。

■復会

1. 休会中の会員が復会を希望する場合、1Web 申請あるいは 2 復会届を所属都道府県士会事務局へ郵送にてご提出してください。

■退会

1. 日本理学療法士協会及び都道府県士会を退会する場合は、1Web 申請あるいは 2 退会届を所属都道府県士会事務局へ 郵送にてご提出してください。

2. 会員証カードは速やかに日本理学療法士協会へ返送いただきますようお願いいたします。

【会員証カード返送先】

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-8-5 日本理学療法士協会事務局 会員管理部 宛

【注意事項】

・年度途中の入会・復会・休会・退会の場合は当年度会費全額の納入が必要となります。・当年度分までの会費・研修会費等の納入が確認できない場合は、届出は受理で出来ません。・当年度とは、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを示します。